

## 令和4年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和4年8月29日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 報告第12号 令和3年度本巢市一般会計継続費精算報告書について  
日程第5 議案第42号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第43号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第44号 市道路線の廃止及び認定について  
日程第8 議案第45号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について  
日程第9 議案第46号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第10 議案第47号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第11 議案第48号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第12 認定第1号 令和3年度本巢市一般会計歳入歳出決算について  
日程第13 認定第2号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について  
日程第14 認定第3号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について  
日程第15 認定第4号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について  
日程第16 認定第5号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について  
日程第17 認定第6号 令和3年度本巢市水道事業会計決算について  
日程第18 認定第7号 令和3年度本巢市下水道事業会計決算について  
日程第19 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（15名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏝本規之	12番	黒田芳弘
13番	白井悦子	14番	道下和茂
16番	大西徳三郎		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	大 野 一 彦
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	原 誠
企 画 部 長	高 橋 誠	市 民 環 境 部 長	村 澤 勲
健 康 福 祉 部 長	小 椋 真 二	産 業 建 設 部 長	高 木 孝 人
林 政 部 長	高 井 和 之	上 下 水 道 部 長	谷 口 博 文
教 育 委 員 会 事 務 局 長	青 山 英 治	会 計 管 理 者	瀬 川 清 泰
代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司		

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	内 藤 睦 雄	議 会 書 記	大 久 保 守 康
議 会 書 記	山 本 憲	議 会 書 記	後 藤 謙 治

---

## 開会の宣告

### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまから令和4年第3回本巢市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 鏑本規之君と13番 白井悦子君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの30日間とし、8月30日、9月1日から9月7日、9月10日から9月26日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりにすることに決定をいたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、会議につきまして報告をさせていただきます。

最初に、6月30日に都内の全国都市会館において開催されました第158回地方財政委員会に出席をいたしましたので報告します。

初めに、総務省の担当課長から地方税制の動向と課題、地方財政をめぐる最近の動向について説明を受けた後、会務報告があり、その後、要望書（案）、要望活動、令和4年度会議・要望活動日程について協議し、原案のとおり決定をいたしました。

また、委員の要望活動として、後日、地方財政対策に関する要望書及び東日本大震災に関する要望書を3名の地元選出国會議員に提出をいたしました。

なお、今後の委員会の開催は、11月17日と1月31日に予定をされております。

最後に、7月13日に郡上市において開催されました第288回岐阜県市議会議長会に副議長と出席をいたしましたので報告いたします。

初めに、会長市であります岐阜市議会より会務報告があり、その後、議案の審議を行いました。議案は、下呂市より提出された地域防災・減災対策の充実強化について及び郡上市より提出された原油価格及び物価の急激な高騰に関する対策についてと総合的な過疎対策の充実強化についての要望議案が提出され、原案のとおり可決されました。

続いて、令和3年度岐阜県市議会議長会会計の歳入歳出決算認定について提出され、原案のとおり承認をされました。

また、議長会の次期開催市については、下呂市に決定されました。

総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方は御覧ください。

以上でございます。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

委員長 高橋勇樹君。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、議会だより編集特別委員会の報告をいたします。

議会だより編集特別委員会は、議会だより第75号につきまして、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、6月に開かれた第2回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、外山地域街づくり委員会による神海駅隣の畑に「ひまわり」の花を咲かせようプロジェクトの写真を掲載しました。2ページからは、第2回定例会で議決された補正予算の内容と主な議案について、審議結果及び各議員の表決、一般質問、委員会活動、議員表彰、第98回全国市議会議長会定例総会について、故上谷政明議員へおくる言葉、議員研修、議員活動日誌の順に掲載しました。

今回は、令和4年6月24日、6月29日、7月6日、7月15日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりにつきましては、今定例会の内容が主なものとなっております、11月1日を発行予定としております。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

#### ○議長（黒田芳弘君）

次に、市長より行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

さきの令和4年第2回定例会におきまして御報告申し上げて以降、新規感染者数の減少と増加を

繰り返してきた第6波は、市内の新規感染者数で4月に225人、5月に262人でしたが、5月末より岐阜県と共にウイズコロナ総合対策を進めてまいりましたところ、6月には106人と減少いたしました。

しかしながら、7月に入りオミクロン株B A. 2から置き換わりが進みましたB A. 5による圧倒的な感染スピードと、ワクチン接種後の効果減衰などを背景として第7波に突入し、第6波のピークを上回る勢いで感染が拡大いたしました。

そのため、7月15日より岐阜県と共に第7波急拡大防止に向けてとして、感染防止対策の徹底、検査体制及び各施設における対策の強化、ワクチン接種の加速化の3つの柱による対策を進めてきたところでございますが、第7波の感染は急拡大をいたしました。

このような状況を踏まえ、県内保健所の運営体制の重点化のため、7月28日から各保健所に市町村職員を派遣することとし、本市も職員1名を岐阜保健所に派遣しているところでございます。

8月に入りましても第7波の感染拡大に歯止めがかからず、20代以下の若い世代を中心に県内全域で感染が拡大し、病床使用率は50%を超え、なお上昇を続けており、コロナ医療だけでなく、一般医療にも多大な影響を及ぼしていることから、岐阜県は、8月5日から8月21日までを実施期間とし、岐阜県B A. 5対策強化宣言を発出しました。

この宣言を受けまして、市ではホームページで基本的な感染防止対策の徹底、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の回避、高齢者や基礎疾患のある人と会う場合などには無料検査を受けること、救急外来などは真に必要な場合に受診すること、そしてワクチンの積極的な接種への御協力をお願いするとともに、私たちが防災行政無線やケーブルテレビ、ユーチューブを利用して市民の皆様呼びかけをさせていただいたところでございます。

また、8月13日に開催を予定していました第27回根尾川花火大会は延期を決定し、また28日に予定していました市総合防災訓練につきましては、各自治会及び関係機関と市が一体となつての訓練は行わないこととさせていただきました。

このような状況の中、その後8月23日には、岐阜県で過去最多となる5,116人の新規感染者が確認され、人口10万人当たりの新規陽性者数も1,000人を超える高い水準で推移しています。また、幅広い世代かつ県内全体で感染が拡大し、病床利用率も50%以上で推移しており、医療機関への入院や救急医療の制限、救急搬送の困難事案の急増など、医療現場が逼迫していることなどから、岐阜県B A. 5対策強化宣言が9月4日まで延長され、本市におきましても、改めて基本的な感染防止対策の徹底やワクチン接種の加速化に取り組んでいるところでございます。

なお、市内の感染状況につきましては、連日感染者が確認されており、本年6月には106人でしたが、7月には682人、8月も8月17日にこれまで最多となる116人の感染が確認されるなど、8月25日現在で1,543人の感染が確認され、これまでの感染者数の累計は3,895人となっております。

次に、ワクチン接種の状況でございます。

本市は3回目接種につきまして、本年1月31日から各医療機関における個別接種を、2月15日か

ら糸貫ぬくもりの里において集団接種を開始してまいりましたので、4回目接種につきましては、もとす医師会もとす班の協力の下、3回目接種から5か月以上を経過した7月1日から各医療機関における個別接種を、また7月15日から糸貫ぬくもりの里において集団接種を開始し、8月25日現在でございますが、4回目接種の対象となる60歳以上の接種者数が6,459人、接種率52.9%と、当初の予測より緩やかな接種状況となっております。

また、国は7月26日時点で、医療従事者や高齢者、障がい者施設の従事者など重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する従事者につきましても4回目接種の対象者に追加したことから、こちらももとす医師会もとす班の協力の下、8月1日から医療従事者等への接種を開始したところでございます。

なお、本市の全体的な接種状況でございますが、1回目、2回目の初回接種が完了した12歳以上の接種者が約2万7,000人、接種率は約89%、3回目の接種が完了した12歳以上の接種者が約2万1,500人、接種率は約70%となっております。

最後に、国が発表しております今後の追加接種の予定でございますが、対象者を1回目、2回目の初回接種完了者全員といたしまして、新しくオミクロン株BA.1型と従来株に対応した2価ワクチンを10月半ば以降に接種を開始する方向で調整中であり、現在、明確な陽性者の減少もなく、第7波の終息も見えない状況下でございますが、市民の皆様が安心して暮らせる日々を取り戻すためにも、今後も国・県との協議を行いながら、万全を期してワクチン接種に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに、岐阜国道事務所 of 工事でございますが、(仮称)本巣PA周辺 of 工事としましては、本線部並びにPA部の盛土工事が継続して行われているとともに、盛土工事と併せて擁壁工や排水施設の工事などが進められております。引き続き、(仮称)本巣PA周辺公園 of 整備と連携を図りながら工事を進めていく予定であるとお聞きしております。

続きまして、(仮称)糸貫インターチェンジ周辺 of 工事でございますが、盛土工事があらかた終わりましたので、調整池も含めた排水施設や側道部の仕上げ工事などが行われる予定であるとお聞きしております。

次に、中日本高速道路株式会社 of 工事でございますが、今年6月から7月にかけて、新たに4件の工事契約を行い、現在16件の工事が進行中でございます。下部工工事では、橋梁の橋脚、橋台、計201基のうち105基は既に完成しているとともに、一部 of 上部工工事では架設に向け準備も始まっているところです。また、船来山のトンネル工事につきましてもトンネルが貫通するなど、各種工事が着々と進んでおります。残りの工事につきましても、準備が整い次第、順次工事発注をしていく予定であるとお聞きしております。

なお、今後発注が予定されている工事につきましては、公表されている工事のみとなりますが、岐阜国道事務所においては、工事の進捗次第ではあるものの、今のところ新規の発注予定はありません。また、中日本高速道路株式会社 of 発注分としましては、橋梁上部工工事で1件、設備工事で

3件の工事発注を予定しているとお聞きしております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるようにインターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、本年3月に書面会議にて開催されました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、本年度の沿線市町による支援額を固定資産税相当分の補助を除きまして、5市町合わせて9,500万円とすることが同月28日に決定されているところでございます。

このような状況の中、6月30日に樽見鉄道株式会社の株主総会が開催され、令和3年度における樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

初めに、旅客営業の状況について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行動制限や行動自粛がなされる中ではございましたが、通勤・通学の定期利用者は回復傾向にあり、前期比121%、約6万1,000人増の35万2,080人となりました。

また、外出自粛が緩和されたことなどから、桜輸送につきましては前期比277%、約1,800人増の2,834人、モレラ岐阜駅利用者数につきましても前期比121%、約2万4,000人増の13万6,337人と若干回復したほか、もとまる商品券付1日フリー乗車券の販売が好調であったことから、定期外利用者は全体として前年度比129%、約5万6,000人増の25万557人となっております。

このため、旅客営業収入につきましては約2,959万円の増収、前期比126%の1億4,153万6,849円でございます。

また、営業外収益につきましても、岐阜県からの運行経費やコロナウイルス感染防止対策に係る助成金収入が新たに加わり、約4,690万円の増収で、前期比236%の8,134万5,950円でございます。

次に、主な経費について御説明いたします。

人件費につきましては、正社員2名の退職に伴う退職金の支払いにより、前期比で約261万円の増、修繕費につきましては、計画外の水鳥駅改修工事や踏切事故が起因し、前期比約2,741万円の増、動力費は軽油価格の高騰により、前期比約645万円の増となりました。

また、もとまる商品券の購入等により、その他費用が前期比約2,398万円の増となり、営業経費は全体として前期比125%、約6,144万円増の3億599万489円となっております。

このため、経常損益につきましては、収益合計2億2,561万3,326円に対し、費用合計が3億918万6,007円となり、損失が前期比約1,435万円減少してはおりますが、約8,357万円の赤字でございます。この赤字を補填するための沿線5市町による補助金及び国や県の補助金の約1億4,837万円が計上される特別利益等を加味しますと、当期損益としましては、前期比約9,909万円増加し、8,031万5,558円の黒字となっております。

以上御説明いたしましたとおり、樽見鉄道の経営状況は、沿線市町や国・県からの多額の補助金で収支を合わせている状況であり、依然として厳しい状況は変わりません。

このような中、本年度も引き続き実施しておりますもとまる商品券付1日フリー乗車券の販売につきましても、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用しており、また新たに懸念されております燃料費高騰につきましても、国からの助成金を活用して収益の確保に努めているところでございます。

今後の樽見鉄道の経営につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による営業収入の落ち込みが、短期間でコロナ禍前の状況に戻ることは見込めず、また昨今の物価高による経費増加など、経営環境は一層厳しい状況が続くものと考えられますが、沿線市町や国・県の支援を受けながら、地域に必要な公共交通機関としての役割を担っていけるよう期待しているところでございます。

次に、庁舎整備事業につきまして御報告を申し上げます。

本年3月に発注いたしました本巢市庁舎敷地造成工事（北工区）、本巢市庁舎敷地造成工事（南工区）及び本巢市庁舎周辺道路整備工事は、それぞれ現在まで順調に進められているところでございます。

7月末現在の工事の進捗状況でございますが、本巢市庁舎敷地造成工事（北工区）につきましては、敷地周囲の構造物はおおむね完了しまして、現在、盛土作業を進めており、工事全体の進捗率は68.6%でございます。

また、本巢市庁舎敷地造成工事（南工区）につきましては、調整池内のブロック積擁壁を施工しており、工事全体の進捗率は43.1%となっております。

次に、本巢市庁舎周辺道路整備工事につきましては、北側道路の拡幅工事を進めており、進捗率は25.5%で、それぞれ当初予定しておりました工程より若干早く進捗しております。

なお、NEXCO中日本から盛土材として無償で譲り受けております東海環状自動車道路整備事業の建設発生土の受入れにつきましては、今月末に完了する見込みでございます。

また、6月定例会で補正予算をお認めいただきました本巢市新庁舎建設工事につきましては、7月8日に入札公告をいたしまして、今月24日に開札を行い、現在、落札者との仮契約に向けた手続を進めているところでございます。仮契約を締結いたしましたら、今定例会におきまして、工事請負契約締結の御議決を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

このほか、新庁舎の外装・内装材や家具などに使用する市産材の調達のための本巢市有林主伐業務、本巢市産木材を活用した家具製作業務等につきましても発注の準備を進めており、令和5年度末の完成を見据え、事業の推進を図ってまいります。

次に、令和4年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月24日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

初めに、議長の選挙が行われ、選挙の結果、岐阜市議会議長の浅野裕司氏が選任されました。

提出されました案件は、専決処分のご報告といたしまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、岐阜県後期高齢者医療広域連合後



期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の3件と、令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての3件でございます。

まず、専決処分されました1件目の岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、国の非常勤職員の休暇制度との権衡を図るための改正として、原案のとおり承認をされました。

また、2件目の岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、新型コロナウイルス感染症による特定の影響を受けた被保険者等の保険料の減免等の対象期間を延長するための改正として、原案のとおり承認されました。

また、3件目の令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、医療費の窓口負担割合の見直しに伴う被保険者証再交付業務及び医療機関等への周知広報業務等の委託に係る436万4,000円の増額補正を行ったもので、原案のとおり承認されました。

次に、令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和3年度の療養給付費市町村負担金の精算に伴う償還金の増額の56億8,207万2,000円の増額補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、国の非常勤職員の休暇制度との権衡を図るための改正として、原案のとおり可決をされました。

次に、令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてにつきましては、一般会計が歳入総額2億5,804万1,949円、歳出総額2億3,885万5,778円、特別会計が歳入総額2,726億5,391万8,076円、歳出総額2,603億3,708万2,207円でございます。令和2年度の決算額と比較しますと、歳出ベースで5.9%の増となっております。

この決算につきましては、原案報告どおり認定されました。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

以上で、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報告第12号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、報告第12号 令和3年度本巢市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第12号 令和3年度本巢市一般会計継続費精算報告書についてでございます。

庁舎整備基本計画策定等委託事業の継続年度が終了したことから、地方自治法施行令145条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

詳細につきましては企画部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

報告第12号の補足説明を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

**○企画部長（高橋 誠君）**

それでは、報告第12号 令和3年度本巢市一般会計継続費精算報告書につきまして補足説明をさせていただきます。

令和元年度の補正予算におきまして、庁舎整備基本計画策定等委託業務といたしまして、令和元年度及び令和2年度の2か年で総額7,548万2,000円の継続指定を予算計上させていただいておりましたが、令和2年度の補正予算におきまして、令和3年度までの3か年事業としまして、7,520万9,000円の継続費として予算計上させていただいております。令和3年度の事業が終了いたしましたので、令和3年度の一般会計の決算認定に併せまして継続費の精算報告書により報告させていただくものでございます。

内容につきましては、令和元年度の計画時の年割額につきましては、令和元年度は2,264万円でございますが、実質の支出済額は1,782万円で、年割額と支出済額との差は482万円でございます。次に、令和2年度の全体計画の年割額につきましては5,103万8,000円でございますが、実績の支出済額は5,103万7,434円で、年割額と支出済額の差は566円でございます。令和3年度の全体計画の年割額につきましては153万1,000円で、実績の支出済額は153万100円で、年割額との支出済額の差は900円でございます。合計いたしますと、継続費の実績の支出済額の合計は7,038万7,534円となりましたので御報告をさせていただきます。

なお、特定財源につきましては、地方債及びその他につきましては、公共施設等整備基金からの繰入れでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

---

**日程第5 議案第42号及び日程第6 議案第43号（上程・説明）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第5、議案第42号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第43号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第42号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国家公務員の育児休業等に関する制度改正を踏まえ、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第43号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

乳幼児等に対する医療費助成の対象年齢を拡大することにより、さらなる子どもの保健の向上と福祉の推進を図るため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきましては、議案第42号は企画部長から、議案第43号は市民環境部長から、それぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第42号の補足説明を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

**○企画部長（高橋 誠君）**

それでは、議案第42号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、1の改正の趣旨でございますが、妊娠、出産、育児等、仕事の両立の支援を図ることを目的といたしまして、正職員及び非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、まず(1)の第3条第5号及び第8号の関係のAにつきましては、正職員の育児休業の再取得に関し、条例で定める特定の事情に関し、育児休業等計画書の提出の要件を削除する改正でございます。

次に、イにつきましては、任期を定めて採用された職員において、任期の更新があった場合の育児休業に係る規定、初日の取扱いでございますが、を整備する改正でございます。

次に、(2)の第2条第3号関係のAにつきましては、非常勤職員において、育児休業の取得要件のうち1歳6か月に達する日までに採用または更新の見込みがある場合に限り要件を出生後57日

目から6か月を経過する日までとしたということでございます。

次に、(3)の第2条第3号及び第2条の第3号及び第2条の第4号の関係のAにつきましては、非常勤職員の育児休業対象期間内1歳6か月の到達日において、夫婦で交代で取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能にする改正でございます。

下のイにつきましては、非常勤職員の育児休業の対象期間内2歳到達日までにおきまして、夫婦で交代で取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能にする改正でございます。

次のページの2ページのウにつきましては、非常勤職員の子が1歳以上の期間において、育児休業の取得する際の要件、育児休業等計画書の提出を確認しないこととする改正でございます。

3の(1)条例の施行日につきましては、令和4年10月1日からとするものでございます。

また、(2)につきましては、育児短時間勤務などにつきましては、従来の例によるものとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第43号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

**○市民環境部長（村澤 勲君）**

それでは、議案第43号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要10ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、乳幼児等の医療機関での保険診療に係る自己負担額（入院・外来）の助成を高校生世代に拡大することにより、さらなる子育て世帯の負担軽減、保健の向上と福祉の増進を図るため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、第2条の定義の第1項中「15歳」を「18歳」に改めるものでございます。

次に、3の適用関係でございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

経過措置といたしまして、改正後の本条例の規定は、施行日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例によるものとしします。

また、この条例の施行日前においても、新条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる規定とさせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

---

**日程第7 議案第44号（上程・説明）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第7、議案第44号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第44号 市道路線の廃止及び認定についてでございます。

（仮称）本巢PA周辺公園整備に伴う市道路線を廃止し新たに認定、弾正幼稚園建築事業に伴う市道路線を廃止及び民間開発による道路を市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業建設部長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第44号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

**○産業建設部長（高木孝人君）**

それでは、議案第44号 市道路線の廃止及び認定について補足説明をいたします。

議案の概要の12ページ、廃止・認定する路線説明を御覧ください。

廃止番号1の市道糸貫2219号線は、PA周辺公園整備事業に伴い起点となる区域が公園用地となることから、14ページを御覧ください。廃止する路線のとおり、現況の路線を廃止して、17ページを御覧ください。認定する路線のとおり、新たに路線を認定するものでございます。

次に、議案の概要の12ページにお戻りください。

廃止番号2の市道真正1105号線は、弾正幼稚園建築事業に伴い、既存の市道が幼稚園敷地内となることから、15ページを御覧ください。廃止する路線のとおり、現況の路線を廃止するものでございます。

議案の概要の12ページにお戻りください。

次に、民間開発により整備された路線になります。

認定番号2の市道糸貫4237号線及び認定番号3の市道糸貫4238号線は、春近地内において、それぞれ各13戸の専用住宅分譲に伴い、認定番号4の市道糸貫4239号線は、三橋地内において10戸の専用住宅分譲に伴い、都市計画法による開発行為によって整備された道路で、同法の規定により開発の許可の内容に適合しており、18ページから20ページを御覧ください。認定する路線のとおり、新たに路線の認定をお願いするものでございます。

次に、議案の概要の12ページにお戻りください。

認定番号5の真正1229号線は、浅木地内において7戸の専用住宅分譲に伴い、認定番号6の市道真正2380号線は、政田地内の4戸の専用住宅分譲に伴い、認定番号7の市道真正3424号線は、上真桑地内の9戸の専用住宅分譲に伴い、市土地開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によ

って整備された道路で、建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、21ページから23ページを御覧ください。認定する路線図のとおり、新たに路線の認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

---

## 日程第8 議案第45号から日程第11 議案第48号まで（上程・説明）

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議案第45号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第11、議案第48号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第45号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億9,225万1,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金の新規計上、普通交付税、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び前年度繰越金等の増額、並びに財政調整基金繰入金、給食費及び臨時財政対策債等の減額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、前年度の国県補助負担金等に係る還付金等の新規計上、企業用地造成事業特別会計からの繰入れに伴う財政調整基金積立金、マイナンバー普及促進に伴う事業費、オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種に伴う事業費、水道事業会計補助金、企業用地造成事業特別会計繰出金及び燃料費高騰に伴う光熱水費等の増額、並びに国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金等の減額でございます。

次に、議案第46号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,465万2,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金等の増額、一般会計繰入金の減額及び国民健康保険基金繰入金の皆減でございます。

歳出の主なものといたしましては、制度改正に伴うシステム改修委託料の新規計上、保険給付費等交付金等の精算に係る還付金等の増額及び人事異動に伴う職員給与費の減額でございます。

次に、議案第47号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,800万円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、土地売払代金及び一般会計繰入金を増額するものでございます。

また、歳出といたしましては、浅木地区企業用地造成事業の土地購入に伴う土地購入費及び物件移転等補償費等の新規計上、並びに一般会計繰出金の増額等でございます。

次に、議案第48号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入、収益的支出につきまして、それぞれ251万6,000円を減額するものでございます。

収益的収入といたしましては、一般会計補助金の増額、及び物価高騰による市民の負担軽減を図るための水道使用料金の軽減に伴う水道料金の減額でございます。

また、収益的支出といたしましては、人事異動に伴う職員給与費の減額でございます。

以上、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

---

## 日程第12 認定第1号から日程第18 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告）

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第12、認定第1号 令和3年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第18、認定第7号 令和3年度本巢市下水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、令和3年度本巢市の各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和3年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は207億6,212万1,743円、歳出総額は194億8,617万2,598円、歳入歳出差引残額は12億7,594万9,145円でございます。

次に、認定第2号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の歳入総額は36億651万8,195円、歳出総額は34億4,420万1,897円、歳入歳出差引残額は1億6,231万6,298円でございます。また、施設勘定の歳入総額は2億3,635万208円、歳出総額は2億2,201万685円、歳入歳出差引残額は1,433万9,523円でございます。

次に、認定第3号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は4億5,806万1,113円、歳出総額は4億5,624万1,952円、歳入歳出差引残額は181万9,161円でございます。

次に、認定第4号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億6,967万3,264円、歳出総額は2億8,211万8,450円、歳入歳出差引残額は8,755万4,814円でございます。

次に、認定第5号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてござい

ます。

歳入総額は6億4,755万7,362円、歳出総額は6億2,950万4,259円、歳入歳出差引残額は1,805万3,103円でございます。

以上、一般会計決算及び特別会計決算の5案件につきましては、去る7月7日から8月2日までの間、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

続いて、認定第6号 令和3年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は8億4,550万9,043円、収益的支出は8億1,517万3,826円でございます。また、資本的収入は2億2,979万5,089円、資本的支出は5億9,903万4,293円でございます。

次に、認定第7号 令和3年度本巢市下水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は3億8,155万9,786円、収益的支出は3億6,856万9,266円でございます。また、資本的収入は1億4,191万1,000円、資本的支出は1億6,460万3,086円でございます。

以上、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の2案件につきましては、去る6月27日、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして御承認賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（黒田芳弘君）

認定第1号から認定第7号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員に決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

#### ○代表監査委員（三田村晃司君）

それでは、監査委員を代表いたしまして、令和3年度決算等審査意見について申し上げます。

今回審査しましたのは、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和3年度本巢市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された令和3年度基金の運用状況、また地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和3年度本巢市公営企業会計決算であります。

なお、監査委員の意見に関しましては、一般会計及び特別会計は、認定第5号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の後に、また公営企業会計は、認定第7号 令和3年度本巢市下水道事業会計決算の後にそれぞれ添付されております。

最初に、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況から申し上げます。

審査は、令和4年7月7日から7月14日までの間、本庁舎3階第1委員会室において、5日間にわたり実施しました。

また、8月2日には根尾学園に出向き、実地審査を行いました。

審査内容については、義務教育学校（仮称）根尾学園整備事業として整備された園舎の工事内容及び施設内の整備状況等について審査を行いました。



審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りがないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務についても適正に行われていること、基金の運用状況につきましても妥当であることを確認いたしました。

なお、各会計の審査結果の詳細については、提出いたしました審査意見書に記載のとおりです。それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

初めに、一般会計に特別会計を合わせた当年度の総計決算額は、歳入260億8,028万円、歳出245億2,024万9,000円であります。形式収支は15億6,003万1,000円、実質収支は13億4,746万5,000円で、いずれも黒字となり、また単年度収支についても4億2,234万1,000円の黒字であります。

この結果、当年度の主な財政分析指標を見ると、財政力指数は0.559で前年度に比べ0.019ポイント低下し、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は82.5%で前年度に比べ4.3ポイント低下しています。このことは、特に財政力指数において、一般的な指数の目安となっている1には及ばず、引き続き財源の余裕が失われたままの状態が見られることから、財政構造の硬直化が危惧されるものであります。今後は、これらの指標の推移を注視するとともに、安定した基盤の確立に向けた一層の財源確保に取り組まれることを望みます。

次に、市税等の過年度分を含めた滞納額の年度別推移を見ると、固定資産税及び幼稚園使用料がここ数年減少傾向であったことに加え、学校給食費及び国民健康保険税については全て減少で推移していますが、その一方で、特に生活保護費返還金については、令和2年度以降、大幅な増額となっている状況も見受けられます。また、農業集落排水事業の農業費分担金及び施設使用料については横ばい状況が続いています。

次に、一般会計における不納欠損額は、前年度に比べ271万7,000円で24.7%の減少であり、これは主に市税の固定資産税で212万2,000円で28.7%の減少となったことによるものであります。このほか、国民健康保険特別会計の事業勘定は前年度に比べ28万9,000円で4.0%増加しています。今後不納欠損処分に当たっては、適切な手続と徹底した調査に基づいた時効の停止を図ることはもちろん、単に時効を待つというような安易な事務処理は厳に慎むべきであると考えられるものであり、効率的かつ公正な債権管理業務を遂行していく上で慎重な判断を求めるものであります。また、これに加え収納体制については、関係部局が連携し、全庁的な取組をなお一層進められることにより、引き続き収入未済額の縮減、収納率の向上が図られることを期待するものであります。

なお、今後の債権管理に当たっては、他市の例にもあるような債権に関する横断的な規程等を設けた上で、一定の条件を満たせば債権放棄等が可能となるような環境の整備についても検討願いたいと考えます。

次に、歳出決算における歳出構成を見ますと、義務的経費を除いた経常的経費の割合は31.7%で、前年度に比べ13.2ポイント低下している一方で、投資的経費の割合は16.8%で2.6ポイント上昇しています。今後も引き続き経常的経費の節減を図り、財政が硬直しないよう弾力性のある財政の維持に努める必要があると考えます。

次に、市債の発行については、一般会計で当年度24億4,758万1,000円、特別会計で90万円を発行

している一方で、償還元金は一般会計で15億7,540万6,000円、特別会計で2億8,402万3,000円となりました。その結果、当年度末における市債残高は、一般会計180億6,869万8,000円、特別会計28億2,275万8,000円で、合わせて208億9,145万6,000円となり、前年度に比べ5億8,905万2,000円で2.9%増加しています。引き続き、歳入に応じた形での投資を念頭に、将来の世代に過大な負担を残すことがないように、適切な市債残高と縮減に努められることを望みます。

次に、不用額については、一般会計と特別会計を合わせた総額で13億4,506万4,000円となり、前年度に比べ1億8,149万7,000円で15.6%増加しています。予算執行については、現状を把握しつつ事業進行に合った適切な執行に努めるとともに、資金の有効活用など適正な運用がなされることを期待します。

最後に、当年度決算は、市税及び繰越金等の減少、国庫支出金等の大幅な減少により、自主財源・依存財源ともに減少となっており、金額ベースで捉えると全体で5.4%の減少となっています。

また、経常的収入が増加しているのに対し、経常的収支比率が82.5%で、前年度に比べ4.3ポイント低下していますが、この比率は75%程度の数値が妥当と言われていることから、財政の硬直化を進行させないため経常的経費の縮減に努めるなど、さらなる改善を期待するものであります。

このような厳しい財政状況下において、特に今後進められる市の大規模事業等に関しては、行政として本市を取り巻く現状と課題を十分に認識し、これまで以上に危機意識と責任感を持ちながらも適正に業務を遂行していくことが重要であると考えます。

また、将来にわたり市民サービスを的確に把握し、必要な財源の確保に努めるとともに、緊急性、必要性、経済性、効率性及び有効性などに十分配慮した事務事業の見直しと選択によるコストの削減が必要となることから、適正でより効率的・効果的な行財政運営に努められることを望みます。

なお、社会経済情勢の変化に即応し、全職員が自覚と認識を待って適切な執行に努めるとともに、市民の視点とコスト意識を持ちながらも限られた経営資源の中で最大の効果を発揮できるよう、将来にわたって継続可能な行財政運営に取り組まれることを期待するものであります。

続いて、公営企業会計決算について申し上げます。

審査は、令和4年6月27日、本庁舎3階第1委員会室において実施しました。

また、同日現地に出向き、本巣市長屋地内ほかで整備された水道事業会計の重要給水施設配水管布設工事の実地審査を行いました。審査については、工事内容及び整備状況等について審査を行いました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

なお、各会計の審査意見の詳細については、提出しました審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

初めに、水道事業会計決算から申し上げます。

当年度の事業実績を見ますと、給水人口は3万885人、給水戸数は1万942戸となり、前年度に比

べ、給水戸数は106戸で1.0%増加しましたが、給水人口は128人で0.4%減少しています。また、年間配水量は0.8%、年間有収水量は3.4%と、ともに減少しています。その結果、有収率は74.0%で、ここ数年低下傾向となっており、令和2年度の類似団体の平均値である84.2%や本市の平成23年度の有収率である82.6%に届いていない状況が続いています。これは、経費節減が叫ばれる中、必要最小限の管路更新を行っているものでありますが、今後も引き続き経営状況とのバランスを見極めつつ管路を計画的に更新していくことができるよう強く望むものであります。

一方、経営面では、営業収益が3億7,005万1,000円、営業費用は7億5,475万9,000円で、前年度に比べ営業収益は4,322万1,000円で10.5%、営業費用も3,601万3,000円で4.6%と、ともに減少となっています。この結果、費用が収益を超えることとなり、営業利益は3億8,470万8,000円の赤字となり、前年度に比べ7,208万円の減少となっています。

次に、財政状態を見ると、当年度は3億3,104万7,000円の建設改良事業が行われていることから、前年度に比べ1億4,938万9,000円で31.1%の減少となっていますが、この財源は企業債及び国庫補助金、負担金等によって賄われているため、財政状態としては大きな変動はありません。また、固定資産対長期資本比率は134.4%で、前年度に比べ0.9ポイント上昇しており、引き続き過大投資の基準とされている100%を超えている点が懸念されるところであります。

最後に、水道事業については、効率かつ効果的な事業推進を図るため、令和2年9月に策定した本巢市上水道事業基本計画に基づき事業が進められておりますが、現状では国の示す基準外である一般会計補助金に頼った運営となっていることから、令和4年4月に町村合併後初の水道料金改定が予定されており、これにより経営改善が図られることも期待されるものであります。今後も引き続き安全かつ強靱で持続的な事業運営に向け、適切な施設の維持管理や施設規模の見直しなどの経費削減措置、漏水対策による有収率の向上などに加え、計画的かつ効率的な事業運営、経営改善を目指し、安定した水道水の供給に努められることを望むものであります。

次に、下水道事業会計決算について申し上げます。

当年度の事業実績を見ると、水洗化人口は5,277人、加入戸数は2,811戸となり、前年度に比べ、加入戸数は9戸で0.3%増加しましたが、水洗化人口は9人で0.2%減少しています。これにより水洗化率は75.5%となり、これは令和2年度の類似団体の平均値である84.2%には及ばない状況が続いています。また、年間汚水処理水量は5,906立方メートルで0.8%減少しています。

次に、経営面では、営業収益が9,363万6,000円、営業費用は3億2,532万8,000円で、前年度に比べ、営業収益は41万7,000円で0.4%増加し、営業費用は1,171万8,000円で3.5%減少しています。この結果、費用が収益を超えることとなり、営業利益は2億3,169万2,000円の赤字となったものの、前年度に比べ1,213万5,000円の増加となっています。

次に、財政状態を見ると、当年度は資本合計が増加している一方で、資産合計及び負債合計が減少しており、その結果、資本負債合計としては減額となっている状況であります。また、固定資産対長期資本比率は255.2%で、前年度に比べ7.2ポイント上昇しており、引き続き過大投資の基準とされる100%を大きく超えている点が懸念されるところであります。

一方、短期債務に対する支払い能力を示している流動比率及び酸性試験比率についても、ともに前年度に比べ数値は高くなっているものの、ともに理想比率には届いていない状況であります。

次に、当年度の会計決算を見ると、一般会計から1億2,209万の補助金の繰入れが行われたことにより、1,362万6,000円の純利益が計上され、昨年度は826万円の純損失があったことを考慮すれば多少の改善が図られたものでありますが、引き続き多額の投資が避けられない事業の実態を考慮すると、今後はいかにして一般会計からの縮減を図っていくかが大きな課題と言えます。

最後に、下水道事業については、令和2年4月に公営企業会計に移行したことにより財政状況の明確化や適切な財産把握など可能となったところでありますが、農業集落排水事業を含む下水道の整備については、短期間で集中した整備を行っていることから、将来的に施設更新が重なることを見据え、計画的な更新と財源確保が求められると考えます。

また、令和8年度までを計画期間として策定された本県市下水道事業経営戦略に基づき事業が進められていますが、人口減少社会の中、今後も厳しい経営状況が想定されることから、さらなる業務の改善、合理化等による経費の削減に努めるとともに、実質的な収益の向上と安定した事業経営を遂行できるよう望むものであります。

以上で、令和3年度決算等審査についての意見を終わります。

#### ○議長（黒田芳弘君）

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑は8月31日の本会議で行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

代表監査委員は自席へお戻りください。

---

#### 日程第19 議員派遣について

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

---

#### 散会の宣告

#### ○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

8月31日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。  
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時31分 散会

